

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年2月8日 03時15分ごろ
発生場所	徳島県牟岐町出羽島東方沖 出羽島港東防波堤灯台から真方位092° 1,590m付近 (概位 北緯33° 38.2′ 東経134° 26.4′)
事故の概要	漁船徳丸は、北西進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年2月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 徳丸、2.5トン
船舶番号、船舶所有者等	TO3-17721（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に亀裂を伴う擦過傷、プロペラに曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約5～6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか乗組員1人が乗り組み、牟岐町津島東方に前日に仕掛けた刺し網（以下「本件刺し網」という。）を揚網する目的で同町牟岐漁港を出航し、津島東方沖で右転して西南西進を始めた。</p> <p>船長は、船首甲板右舷側に立って遠隔操縦レバーで操船し、本件刺し網の南西端を示すボンデンに取り付けた白灯（以下「本件白灯」という。）を右舷船首方に視認して航行中、本件白灯が見えなくなり、本件白灯を目視で探しながら西南西進を続けた。</p> <p>船長は、西南西進中、右舷船首方に白灯を視認したのでこれを本件白灯と思い、揚網開始地点となる本件刺し網の南西端に向かうつもりで右転して北西進していたところ、船底に衝撃を感じて本船が停まったので、主機を中立にして周囲を見渡し、本船が岩場（以下「本件岩場」という。）に乗り揚げたことを認めた。</p> <p>船長は、離礁を試みたが離礁できなかったため、118番通報を行った後、知人に救助を依頼した。</p> <p>本船は、来援した僚船によって本件岩場から引き出され、牟岐漁港にえい航された。</p> <p>船長は、本事故後、操舵室内のGPSプロッターを確認し、本船が乗り揚げた本件岩場が津島西方沖にあること、及び本件白灯が見えなくなった後に視認した白灯が他の漁業者が仕掛けた別の刺し網を示すボンデンの白灯であったことを知った。</p> <p>船長は、本件白灯が見えなくなった際、早く本件白灯を見付けた</p>

	<p>いと気持ちが焦って目視により探し続け、GPSプロッターで船位を確認していなかった。</p> <p>船長は、南西進中に船尾方からの東風が強くなってきたと感じていたため、本件白灯を探していた際、自身が思っていたよりも本船が西方に進み、津島を通り過ぎていたと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.2mであった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、西南西進中、船長が、本件白灯が見えなくなった後に右舷船首方に視認した別の白灯を本件白灯と思い、GPSプロッターで船位を確認することなく北西進として航行を続けたことから、本件岩場に向かって航行していることに気付かず、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件白灯が見えなくなった際、早く本件白灯を見付けたいと気持ちが焦って本件白灯を目視のみにより探し続けたことから、右舷船首方に視認した別の白灯を本件白灯と思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、西南西進中、船長が、本件白灯が見えなくなった後に視認した別の白灯を本件白灯と思い、船位を確認することなく北西進として航行を続けたため、本件岩場に向かって航行していることに気付かず、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間、航行の目標となる灯光が見えなくなった場合、目視のみにより航行を続けず、GPSプロッター等により船位を確認して航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

